



国家戦略特区を問い直す

～特区のキーワードは“実験場”と“失敗の容認”～

公益社団法人 経 済 同 友 会

2015年4月23日

はじめに

国家戦略特区（以下「特区」という）に6つの区域¹が指定されてから、ほぼ1年が経過した。特区の集中取組期間は2015年度末までであり、残すところ1年で規制・制度改革の突破口を開き、経済成長につなげなければならない。

そこで、集中取組期間の折り返し地点となる現時点で中間総括を行いたい。特区の取組みは実際には始まったばかりで成果は今後に期待するものであるが、規制改革の「スピード」と「取り組み姿勢」の2つの観点から現状の課題と対応策を示すことで、特区が岩盤規制の突破口になり、経済成長につながることを確実にしたい。

1. フルスピードで規制改革の推進を

（1）スピード感の欠如

昨年3月に指定が決定した6つの区域では区域会議が開催され、沖縄県以外では実施する事業を記した区域計画の認定が進んでいる。また、この3月には第二次の区域指定が行われ、地方創生特区として3つの区域²の指定が決定した。

しかし、特区の進捗は総じて遅いと言わざるを得ない。第一に、6つの区域では、昨年3月に指定が決定してから初回の区域計画認定までに6カ月～9カ月の時間を要した。第二に、当初の区域方針で示された「事業に関する基本的事項」の総数34項目のうち、いまだ区域計画で事業が認定されていないものが17項目ある。

世界が特区に注目していることを意識しなければならない。このまま、区域計画策定だけで集中取組期間が終わってしまうようでは、安倍首相が昨年ダボス会議という世界の舞台で国際公約した特区へ賭ける思いを特区に携わる関係者が十分に活かし切れていないと言わざるを得なくなる³。

本PTでは、東京圏の特区に関して「世界的に優位なビジネス環境を整え、経済成長をリードし加速させる」という「目指す姿」を2014年4月の提言で

¹ 2014年3月28日の国家戦略特別区域諮問会議（第4回）において、東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の6区域の指定が決定した。

² 2015年3月19日の国家戦略特別区域諮問会議（第13回）において、秋田県仙北市、仙台市、愛知県3区域の指定が決定した。

³ 2014年1月22日のダボス会議冒頭演説において、「春先には、国家戦略特区が動き出します。向こう2年間、そこでは、いかなる既得権益といえども、私の『ドリル』から、無傷ではられません。」と発言。

示した⁴。その後、東京圏では初回の区域会議の開催が昨年10月と、他の区域より出遅れたものの、現在までに区域会議が3回開催され、区域計画の認定が2回行われた。運営については、東京都、神奈川県、成田市でそれぞれ分科会を設置し、具体的な協議が行われており、都市再生や医療を中心とした事業の実現に向けて一応の進捗を見せている。

しかし、現時点では、「目指す姿」の実現にはほど遠く、ようやく2合目辺りまで来たというのが我々の実感である。東京オリンピック・パラリンピックへの取り組みで都市としての景観は大きく変わるであろうが、世界に比して優位なビジネス環境を創りあげることに再度焦点を当てた取り組みの強化が必要である。

(2) スピードアップに向けた取り組み

スピードアップのためには自治体と事業者は、当初の区域方針で示されたすべての規制改革項目を速やかに区域計画に入れる必要がある。また、すでに区域計画で認定された事業は遅滞なく進捗させなければならない。

国家戦略特別区域法（以下「特区法」という）と国家戦略特別区域基本方針では、2015年度末までの状況について最初の評価を行うことが定められているが⁵、年度末まで待たずに、できるだけ早く中間時点における進捗状況を国民に周知すべきである。進捗が遅れている場合は、スピードアップを図るために必要な施策をまとめることで、事業の緊張感を高め、確実な進捗を促す必要がある。また、進捗がまったく見込めない場合は、区域計画の認定取消や特区の指定解除等の措置を検討することが望ましい。

加えて、この評価において、既に規制改革の効果が表れているものの中で、地方創生に資するものについては、その効果を各地に周知し、現在、各地方自治体で策定を進めている「地方創生に関する地方版の総合戦略」への反映を促すべきである。

また、より多くの規制改革項目を迅速に決められるように、自治体・事業者宛のヒアリングや所管省庁との折衝を行う国家戦略特区ワーキンググループの運営体制を質・量の両面で強化してほしい。例えば、特区ワーキンググループに「農林水産」「医療・福祉」といった分野別、もしくは「都市型」「地方型」など特区の類型別に複数の分科会を設け、同時並行で活動することや、

⁴ 2014年4月23日に提言「経済成長への突破口となる国家戦略特区の積極的な活用～『目指す姿』を国民と共有し、改革を加速する～」を発表。

⁵ 評価については、国家戦略特別区域法12条と国家戦略特別区域基本方針で規定。「特定事業の進捗状況」「経済的社会的効果」「目標の達成状況」「規制の特例措置の活用状況・効果」等の評価を区域会議が実施し、内閣総理大臣へ報告。原則として、当該国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。

それを支える事務局の定員増等が考えられる。

特区ワーキンググループ、並びに特区諮問会議は、農・林・漁業、医療、雇用、各種資格関連等といった長年の岩盤規制に果敢に取り組み、かつてない成果を一部出し始めているが、岩盤の硬さは想像通り、あるいはそれ以上に強力である。持久戦に持ち込まれ、攻める側が疲れ、次第に風化させられることにならないよう体制の強化を求めるものである。

2. 特区を国際的な“実験場”として新産業の創造を

(1) 特区の取り組みに求められるもの

特区の取り組みをスピードアップしたうえで、経済成長に確実につなげるために、必要な施策を考えたい。

東京圏では、世界的に優位なビジネス環境を実現するため、都市再生における容積率の緩和を活用した再開発プロジェクトが多数計画されるとともに、「雇用労働相談センター」「東京開業ワンストップセンター」も設置され、働きやすく、起業しやすい環境の整備が進んでいる。病床規制の特例や保険外併用療養の特例も認められ、高度な医療が可能となる医療機関も増えていくことが見込まれる。

しかしながら、これらの取り組みはビジネスや医療を行う上での一部の環境整備にとどまっている。国内外から資金・企業・人材等が集積し、新産業の創出や起業を促進するうえで、海外の都市に優位性を示すには至らず、まだ不十分である。

特区を生きたものにするためには、核となる新産業の創出につながる大胆な取り組みとして、審査・承認の迅速化や必要な法改正の早急な実施が求められる。

例えば、CYBERDYNE(株)は、日本発のロボット医療機器「HAL@医療用」を最初、日本で医療機器としての承認に向けた取り組みを開始したが、後から始めた欧州で先に承認され、ドイツでは子会社を設立して僅か1年強で労災保険の適用対象に認定されている⁶。

これは、独創的な技術ゆえに、前例がない、リスクが見えていないという理由から、何か起きた時の責任を問われたくないという日本の認可当局が持つ保守的な体質・姿勢によって、スピード感のある対応ができなかったためだと思われる。一方、海外では審査・承認に関する意思決定が段違いに速い。

⁶ 「HAL@医療用」は、日本では2011年8月にPMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)へ相談を行ったから約3年半後の2015年3月25日に医療機器として薬事申請が行われた。保険は未適用。なお、医療機器の審査の所管は厚生労働省医薬食品局。

このスピード感の違いから、せっかく日本で生まれた独創的な最先端技術が海外で先行して事業化されるというケースが生じている。事業化が遅れると、後発品となり、シェアを取れず、国際的な規格・標準も他国の企業に先取りされてしまう。これでは、国内外の企業と人材を呼び込み、新産業を創出・育成することは難しい。

また、地方創生特区に指定された愛知県と仙台市では自動走行の、また秋田県仙北市では無人自動飛行（ドローン）の実証実験がそれぞれ計画されており、多くの期待を集めている。ただ、最先端技術である自動走行やドローンを早期に実証実験するためには、電波法、航空法、道路交通法等の特例を追加する特区法の早急な改正が不可欠である⁷。しかし、こうした既存の法令を新しい技術にどう適用すればよいか前例がなく、所管省庁間の調整に時間がかかることが懸念される。

（２）“実験場”として特区を再認識すべき

特区を、規制やルールを再構築するための“実験場”とするということ为国を挙げて改めて認識すべきである。特区限定で最先端技術を早期に実用化できれば、多くのデータを素早く集められる。データに基づいて本当に良いものだと立証されれば、認可基準を整備し、データや基準を海外に広めることも可能となる。

日本の特区に最先端技術を持ち込めば、先行的に実証実験が行えて、実用化できるということになれば、世界中から独創的な技術を持つ企業と人材が集まる。資金も集まり、対日直接投資の拠点となり得る。さらに世界に向けて情報発信できる。特区の窓を世界に向けて開けることが必要である。

医薬品・医療機器等の審査や製造販売承認の迅速化を提案したり、近未来技術実証特区への提案を行う「やる気のある自治体」は数多く存在する⁸。新産業の創出につながるような革新的な提案については、特定の規制改革項目に関して複数の自治体をまとめて特区として指定する「革新的事業連携型指定（いわゆるバーチャル特区）」により、大胆に多くの自治体を対象として指定することで、自治体間の競争を促進するとともに、“実験場”としての日本の姿を海外に強くアピールすべきである。

特区は“最先端技術の実験場”であるだけでなく、“規制改革の実験場”で

⁷ 電波法は総務省所管、航空法は国土交通省所管、道路交通法は警察庁所管。

⁸ 医薬品・医療機器等の審査や製造販売を迅速化する規制改革に関しては既に特区に指定されている東京圏・関西圏のほか、つくば市、柏市、広島県などから提案されている。また、2015年2月に内閣府地方創生推進室の行った近未来技術実証特区におけるプロジェクトの提案募集では、33の自治体より提案があった。

もある。規制改革により、当初想定した成果が本当に得られるのか、弊害や副作用はどの程度発生するのかということを検証し、問題があればやり方を見直すべきである。例えば農業生産法人の出資・事業要件の緩和や、特定区画漁業権の免許に関する区域会議の活用など、全国展開する前に“実験場”となる地域限定で試行し、規制改革を行うことのメリット・デメリットの有無と程度を計測すべきである。

また、地方の自治体が積極的に特区を活用できるように、政府の地方創生の取り組みと特区の取り組みが連携することも必要不可欠である⁹。特区を活用して地方創生に取り組む自治体に対しては、税制面、財政面での支援を優先的に行うことで、自治体の積極的な取り組みを促進すべきである。

特区の集中取組期間は2015年度で終了する。自治体が地方創生に特区を充分活用できるように、2016年度以降も区域指定や規制改革項目の追加を可能にするべきである。

おわりに

特区への取り組みに関して、指定区域や規制改革する項目の数が少ないように感じる。国も自治体も失敗してはいけないという意識が強く、慎重になりすぎているのではないか。特区は岩盤規制により今までできなかったことを試せるチャレンジの場のはずである。もし失敗や弊害が生じたとしても、その原因が分かれば将来の取り組みの糧となる。まずは失敗を恐れずチャレンジすることが重要である。

特区制度を創設した当初の目標を再認識し、首相が今こそ「失敗しても良いから特区でチャレンジせよ！」という強いメッセージを発することを期待する。そのメッセージに対して、経済界として特区で積極的に事業にチャレンジすることで応えたい。

本会としては、国家戦略特区は国際競争力を強化する一方、広い意味で地方創生を実現するための1つの武器でも考えていることから、今後も地方創生に関する委員会での中心的課題の1つとして国家戦略特区を位置づけ、引き続き応援していくこととする。

以上

⁹ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では国家戦略特区との連携が記されているが、現時点で具体的にどのように連携するか明確になっていない。

参考資料 1 : 区域計画での事業認定状況

対象区域	区域方針(2014年5月決定)	区域計画での事業認定状況			
	事業に関する基本的事項 (実施が見込まれる特定事業等 及び関連する規制改革事項)	名称	区域計画で認定された事業内容 (2015年4月現在)	認定 事業 数	小計
【東京圏】 東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市	<都市再生・まちづくり>				
	・国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】	国家戦略民間都市再生事業	民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例:三井不動産が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点を整備する。	3	
		国家戦略都市計画建築物等整備事業	都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例:東急不動産及び鹿島建設が、竹芝地区において、都有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備、また、森トラストが、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するに際し、当該事業に係る都市計画決定等のワンストップ処理を可能とする。		
	・まちなかの賑わいの創出【エアーマネジメント】	国家戦略道路占用事業	エアーマネジメントに係る道路法の特例:大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線において、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 MICE 及び都市観光の推進を図る。	1	
	・外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】			0	
	<雇用・労働>				
	・グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】	雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置	雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を2015年1月30日に設置。	1	
	・多様な外国人受入れのための在留資格の見直し			0	
	<医療>				
	・外国人向け医療の提供【外国医師】			0	
	・健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】	保険外併用療養に関する特例 関連事業	保険外併用療養に関する特例:慶應義塾大学病院、国立がん研究センター、東京大学医学部付属病院、がん研究会、順天堂医院、東京医科歯科大学が米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供する。	12	
		国家戦略特別区域高度医療提供事業	病床規制に係る医療法の特例:がん研究会、混志会瀬田クリニックグループ、葵会川崎南部病院、横浜市立大学、慶應義塾大学病院、順天堂医院が、高度な医療を提供するため、新たな病床を整備する。		
	・国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】			0	
	<歴史的建築物の活用>				
・MICE に伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】			0		
<その他>					
・法人設立手続の簡素化・迅速化(書類の英語対応や一元的窓口の設置等)	外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置	外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」を、2015年4月1日に設置。	1		

対象区域	区域方針(2014年5月決定)	区域計画での事業認定状況			
	事業に関する基本的事項 (実施が見込まれる特定事業等 及び関連する規制改革事項)	名称	区域計画で認定された事業内容 (2015年4月現在)	認定 事業 数	小計
【関西圏】 大阪府、 兵庫県及 び京都府	<医療>				
	・再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国 医師、保険外併用】	保険外併用療養に関する 特例 関連事業	保険外併用療養に関する特例:大阪大学医学部 付属病院、国立循環器病研究センター、京都大 学医学部付属病院が、米国、英国、フランス、ドイ ツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受け ている医薬品等であって、日本においては未承 認又は適応外のものすべてを対象として、保険 外併用療養に関する特例を活用し、スピーディー に先進医療を提供できるようにする。	5	8
		国家戦略特別区域高度 医療提供事業	病床規制に係る医療法の特例:先端医療振興財 団が、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究であ る網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への 遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生な ど、最先端の医療技術の実用化促進等を図るた め、「(仮称)神戸アイセンター」内に眼科病院を 開設する。		
		iPS細胞由来の血小板製 剤供給事業	課税の特例措置活用事業:メガカリオンが、ヒト iPS細胞から、血小板の元となる細胞を経て、高 品質の血小板を大量生産する方法につき、課税 の特例措置を活用し、研究開発を行う。		
	・革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国 医師、保険外併用、有期雇用】			0	
	<雇用>				
	・ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇 用条件の整備【雇用条件】	雇用条件の明確化のため の「雇用労働相談セン ター」の設置	雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業や グローバル企業の設立等を促進するため、大阪 市都心部において、雇用ルールの周知徹底と紛 争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用 し、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別 相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を 2015年1月7日に設置。	1	
	<都市再生・まちづくり>				
	・国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備 【容積率】			0	
	・まちなかの賑わいの創出【エアーマネジメント】	国家戦略道路占用事業	エアーマネジメントに係る道路法の特例:グランフ ロント大阪 TMO が、道路法の特例を活用し、グ ランフロント大阪内の道路空間において、収益施 設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施 設等を設置。	1	
・外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館 業法】			0		
<教育>					
・国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学 校】			0		
<歴史的建築物の活用>					
・古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振 興【古民家等】	歴史的建築物利用宿泊 事業	歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特 例:一般社団法人ノオトが、篠山市城下町地区等 において、地域団体等と連携し、古民家等を活 用した宿泊施設を営業。	1		

対象区域	区域方針(2014年5月決定)	区域計画での事業認定状況			
	事業に関する基本的事項 (実施が見込まれる特定事業等 及び関連する規制改革事項)	名称	区域計画で認定された事業内容 (2015年4月現在)	認定 事業 数	小計
新潟県 新潟市	<農業>				
	・農地の集約・集積、耕作放棄地の解消【農業委員会】	農地等効率的利用促進事業	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例：新潟市内全域の農地について、農地法第3条の第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務の一部（企業等の新規参入に係る事務）を、新潟市長が行う。	1	
	・農業者の経営基盤の強化【農業生産法人、信用保証】	農業法人経営多角化等促進事業	農業生産法人に係る農地法等の特例：ローソン及び新潟麦酒が、新潟市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、新潟市内において農作物の生産、加工を行う。	3	
	・6次産業化の推進【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】	地域農畜産物利用促進事業	農家レストラン設置に係る特例：フジタファーム、絆コーポレーション、ワイエスアグリプラント、高儀農場が、自社や新潟市内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置。	4	
	・食品の高付加価値化（食品機能性表示制度等の活用）			0	
	<雇用> ・農業ベンチャーの創業支援【雇用条件】			0	
兵庫県 養父市	<農業>				11
	・耕作放棄地等の再生【農業委員会、農業生産法人】	農地等効率的利用促進事業	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例：養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る農業委員会の事務の全部を、養父市長が行う。	1	
	・農産物・食品の高付加価値化の推進【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】	農業法人経営多角化等促進事業	農業生産法人に係る農地法等の特例：新鮮組、近畿クボタ、吉井建設、オリックス・やぶパートナース、ヤンマーアグリノベーション、姫路生花卸売市場、マイハニー及びアグリノベーターズが、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特別農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用して農作物の生産、加工を行う。	9	
		農業への信用保証制度の適用 関連事業	農業への信用保証制度の適用：養父市が、新たな制度融資を創設し、新たに設立された農業生産法人をはじめとする商工業とともに農業を営む中小企業者等が、兵庫県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けられる。		
	<歴史的建築物の活用>				
	・交流者滞在型施設の整備【古民家等】	歴史的建築物利用宿泊事業	歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例：一般社団法人ノオトが、養父市大屋町大杉地区において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。	1	
福岡県 福岡市	<雇用・労働>				5
	・創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】	雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置	雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、区域会議の下に設置する。	1	
	・多様な外国人受入れのための在留資格の見直し			0	
	<医療> ・外国人向け医療の提供【病床、外国医師】			0	
	<都市再生・まちづくり、歴史的建築物の活用>				
	・まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント、古民家等】	国家戦略道路占用事業	エリアマネジメントに係る道路法の特例：福岡観光コンベンションビューロー、We Love 天神協議会、博多まちづくり推進協議会及び御供所まちづくり協議会が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。	4	
沖縄県	<観光>				0
	・外国人観光客の入国の容易化（ビザ要件の緩和）			0	
	・入管手続の迅速化（民間委託等）			0	
	・外国人ダイバーの受入れ（潜水士試験の外国語対応）			0	
	<労働>				
	・海外からの高度人材の受入れ（ビザ要件の緩和）			0	

「事業に関する基本的事項」は6区域総計で34項目

認定事業数が「0」の項目が17項目

参考資料2：国家戦略特区 PT ヒアリング実施結果

日程	上段:演題・講師(役職は講演日時点) 下段:ヒアリング内容	ヒアリング内容をもとに国家戦略特区PTとして検討した論点
東京都における特区の取り組みヒアリング		
9月30日	「当社のまちづくりと国家戦略特区について」 三菱地所株式会社 代表取締役 専務執行役員 合場 直人 氏	・東京一極集中と地方活性化は対立構造でなく、役割分担で良い効果を発揮すべき。 ・東京の都市間競争力の強化が日本全体の競争力強化につながる。税制面や起業家支援に関して、海外都市との差別化が必要。
	国家戦略特区を活用した都市開発・エリアマネジメントの取り組み	
10月8日	「国家戦略特区に関する東京都の取組等について」 東京都 政策企画局 次長 (理事(知事補佐総括担当)兼務) 武市 敬 氏	・海外から企業・人材を呼び込むには、ビジネスや生活が行いやすい環境の整備と併せて、東京をビジネスチャンスが多く存在する魅力的なマーケットとすることが必要。 ・都市再生の推進には、都市計画に関して権限を有する国・都・区が足並みをそろえ、迅速に意思決定されることが重要。
	東京都の国家戦略特区の取り組みと東京都長期ビジョンについて	・特区において、多種多様な関係者を取りまとめる強力なリーダーシップが必要。
12月15日	「『東京国際金融センター』構想に向けて」 東京都 政策企画局 政策担当部長 小室 一人 氏	・優秀な企業・人材がシリコンバレーなどに流出せず、むしろ海外から呼び込めるようなベンチャー支援策が重要。 (税制・融資面)
	東京国際金融センター構想について	
医療に関する分野の規制改革に関するヒアリング		
10月27日	「国家戦略特区に関する神奈川県の実現に向けて」 ～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～ 神奈川県 理事 (ヘルスケア・ニューフロンティア・医療政策担当) 首藤 健治 氏	・最先端の技術は、最先端であるがゆえに、規制やルールが未整備なところで生まれる。最先端技術による新産業創出には規制緩和以外のアプローチが必要。 ・医薬品・医療機器等に関して、欧米と比べた審査・承認のスピードの差が課題。
	神奈川県における特区の取り組みについて	・最先端技術を輸出産業にするには国際認証が早期に得られる仕組みが必要。 ・最先端技術が投資・融資を受けられる環境整備も重要。
1月14日	「サイバニクスを駆使した新産業創出への取り組み」 筑波大学大学院 システム情報工学研究科 教授 筑波大学 サイバニクス研究センター センター長 CYBERDYNE 株式会社 代表取締役社長 / CEO 山海 嘉之 氏	・国際的な規制・規格が未整備の分野に関して産官学が協力して特区で取り組むべき。(最先端技術を特区に持ちこめば何とかかなる、と思われることが理想的)
	医療用ロボットHALの研究開発から実用化に向けた取り組み	・最先端技術に関して、特区を実験場として実用化し、その結果によって実用化のルールを決めるという考え方が大事。
2月3日	「音声から病気の早期発見を可能にする技術 音声病態分析」 東京大学大学院 医学系研究科 特任講師 光吉 俊二 氏	・規制そのものに加えて、所管省庁の保守的なマインドも課題。
	音声による健康状態分析ソフトの研究開発から実用化に向けた取り組み	

2015年4月現在

改革推進プラットフォーム

2014年度 国家戦略特区PT

(敬称略)

委員長

隅 修 三 (東京海上日動火災保険 取締役会長)

委員

薄 井 充 裕 (日本政策投資銀行 設備投資研究所長)

片野坂 真 哉 (ANAホールディングス 取締役社長)

立 石 文 雄 (オムロン 取締役会長)

近 浪 弘 武 (日本コンベンションサービス 取締役社長)

長 門 正 貢

深 澤 祐 二 (東日本旅客鉄道 取締役副社長)

峰 岸 真 澄 (リクルートホールディングス 取締役社長)

山 内 雅 喜 (ヤマトホールディングス 取締役社長)

改革推進プラットフォーム

事務局長

富 山 和 彦 (経営共創基盤 代表取締役CEO)

事務局長代理

秋 池 玲 子 (ボストンコンサルティンググループ
シニア・パートナー&マネージング・ディレクター)

以上11名

事務局

近 藤 学 (経済同友会 企画部 部長)

桧 垣 淳 (経済同友会 企画部 マネジャー)